

# 業務上外認定と「業務起因性」

(問) 事業場内で発生した災害や疾病が全て業務上と認められないのは何故ですか。



(答) 労働者は、労働契約に基づき、使用者の指揮・命令下において、業務に従事しているわけですから、実際に事業場内で災害が生じた場合は、業務と傷病等との関係について言えば、雇用されている労働者には、災害

に遭って被った損害に対する補償請求権が生じ、事業主には、労働者が被災して被った損害に対して、災害補償義務を発生させることとなります。

このような権利義務の関係は、業務上の傷病等を被った労働者の保護を目的とする、労働基準法及び労災保険法の規定に基づき成立することになります。

しかしながら、当然、災害補償法の権利義務が生じるためには、業務と傷病等による損害との間に一定の因果関係があることが当然必要となり、この要件を「業務起因性」と言います。

この業務起因性は、労働関係により成立するものですが、労働者に発生した傷病等が業務に起因して生じた業務上の傷病等であるというためには、

その原因が「労働者が使用者の支配下（労働関係の元）にあること」（この状態を業務遂行性と言います）を条件として発生したことを要することになります。

簡単に言えば、「労働者が仕事中に、その仕事の原因で発生した事故」が業務上ということになり、業務が災害等に介在して発生した場合を言います。

したがって、「もし業務をしていなかったら起こらなかったであろう」という条件関係が必要となります。

この条件関係を考えると、労働者が被った傷病等が、事業主の支配下にあったことを単なる機会として発生した場合等、「業務に従事していなかったとしても、他に何らかの機会があれば、又

は他に何らかの機会がなくとも、発生したであろう」

と認められる場合は、前提となる条件関係が欠けていることとなりますから、直接的な因果関係（相当因果関係といいますが）があるとはいえないこととなります。

最近の労災保険請求事案でも、しばしば問題となる「腰痛症」などの場合について言えば、例えば、

「労働者が勤務時間中に、別室で打ち合せを行うため、自席から立ち上がるうとしたときに腰を痛めた」

「労働者が、事業場内の廊下（通路）を片手に書類を持って歩いていたら、書類を床に落とすため、しゃがみ込んで拾って立ち上がるうとしたところ腰を痛めた」

（2つの事例は、いわゆる『ぎっくり腰』と呼ばれる症状）

の場合等、腰を痛めたとする状態を考えると、

ただ何らかの拍子「立ち上がるうとした」に発症したと考えられ、例えば作業中（業務遂行中）であったとしても、通常立ち上がるという行為は、人間が生活をする上で常に行う行動や動作（日常生活動作）であるため、この立ち上がるという行為中に突発的な出来事が無いということになれば、この腰痛は、業務に従事していたことを機会として発症したにすぎず、業務起因性はないと考えられます。

これは一例にすぎませんが、労働者が使用者の指揮・命令下において、事業場内で業務に従事している状態であったことをもって、労働者に発症した全ての傷病等を労災保険で補償することは出来ない。言い換えれば、事業主がその災害に対して当然に補償義務を負うということにはなりません。